

日時：令和3年（2021年）3月15日（月） 11：00～
場所：根室市海岸町1丁目2 根室水産ビル 4階大会議室

第21期第30回 根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

(1) 付議事項

議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正(くろまぐろ大型・小型、すけとうだら、するめいかの別紙の追加)について(答申)

議案第2号 特定水産資源(くろまぐろ小型・大型、すけとうだら、するめいか)に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)

議案第3号 知事許可漁業の制限措置の公示及び許可等の基準について(答申)

議案第4号 定置漁業権相続人の適格性について(答申)

議案第5号 根室振興局管内太平洋沖合海域における「まいわしたもすくい網漁業」に係る委員会指示の発動について

議案第6号 意見の聴取に関する手続規程の一部改正について

(2) 協議事項

根室海区漁業調整委員会指示による河口付近におけるさけ・ます採捕の禁止に係る意見の聴取について

(3) 報告事項

秋さけ漁獲実績について

6 閉会

第21期第30回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和3年(2021年)3月15日(月) 11:00～
- 2 開催場所 根室市海岸町1丁目2 根室水産ビル 4階大会議室
- 3 出席委員 中澤賢一 高橋敏二 萬屋昭洋
田中勝博 小倉啓一 南出利春
庄林満 福原正純 木野本伸之
三戸正己 山本國男
- 4 欠席委員 大坂鉄夫 西山良一 竹本勝哉
曳田理夫
- 5 事務局 事務局長 大石岩樹 主事 内野聖子
- 6 臨席者 根室振興局産業振興部 水産課長 石川 傑
漁業管理係長 畠山 保弘
国際漁業係長 吉崎 耕平
主査(漁村振興) 松浦 謙二
技師 小澤 友稀
- 7 議題
 - (1) 付議事項
 - 議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正(くろまぐろ大型・小型、すけとうだら、するめいかの別紙の追加)について(答申)
 - 議案第2号 特定水産資源(くろまぐろ小型・大型、すけとうだら、するめいか)に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)
 - 議案第3号 知事許可漁業の制限措置の公示及び許可等の基準について(答申)
 - 議案第4号 定置漁業権相続人の適格性について(答申)
 - 議案第5号 根室振興局管内太平洋沖合海域における「まいわしたもすくい網漁業」に係る委員会指示の発動について
 - 議案第6号 意見の聴取に関する手続規程の一部改正について
 - (2) 協議事項
根室海区漁業調整委員会指示による河口付近におけるさけ・ます採捕の禁止に係る意見の聴取について
 - (3) 報告事項
秋さけ漁獲実績について

8 会議の内容

- 事務局長 それでは、ただいまから、第21期第30回根室海区漁業調整委員会を開会いたします。開会に当たり、中澤会長から御挨拶を申し上げます。
- 会 長 皆さん、おはようございます。第21期第30回根室海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、年度末を控え、何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、根室振興局をはじめ、関係者の皆様に、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
- さて、本日は、第21期最終の委員会でございます。議題として、「北海道資源管理方針の一部改正」や、「定置漁業権相続人の適格性」について、また、「委員会指示」に関することが2件など、計7件について、ご審議いただきます。
- 皆様のご協力により、審議がスムーズに進められますよう、お願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。
- 事務局長 続きまして、ご臨席頂いている皆様をご紹介します。根室管内さけ・ます増殖事業協会平澤統括部長様です。同じく、田中次長様です。さけ・ます内水試道東センター：藤原センター長様です。根室振興局水産課石川水産課長様です。同じく、畠山漁業管理係長様です。同じく、吉崎国際漁業係長様です。同じく、松浦主査様です。同じく、小澤技師様です。
- 次に、本日の出席委員の報告でございますが、大坂委員、西山委員、竹本委員、曳田委員の4名が欠席され、11名の出席となっております。
- 会 長 本日は委員15名中、11名の出席を頂いておりますので、委員会は成立いたします。次に、議事録署名委員についてでございますが、委員会規程の第7条により、私の方から指名させていただきたいと思っております。小倉委員さんと木野本委員さんをお願いをいたします。
- それでは、ただいまから議事に入ります。議案第1号「北海道資源管理方針の一部改正について（答申）」、議案第2号「特定水産資源に関する令和3年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）」でございます。一括して上程したいと思っております。事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 それではご説明いたします。右上に議案第1号、めくって2ページ目になりますが、議案第2号と記載された資料をご覧ください。3月3日付けで、「北海道資源管理方針の一部改正について」及び、「特定水産資源に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」知事から諮問がございました。内容につきましては、振興局水産課から説明をお願いいたします。
- 会 長 お願いします。
- 畠山係長 （資料等により説明）
- 会 長 ただいま、議案第1号、議案第2号について説明がございました。これにつきまして、皆さんの方から何かご意見等ございませんでしょうか。
- 木野本委員 はい。
- 会 長 木野本委員どうぞ。

木野本委員 羅臼の昨年の実態を見ると、割当に関してやはり不足しているという実態でありますので、融通していただくようお願いしたいです。

畠山係長 一応ですね、本庁の方にも、基本的には秋さけが始まるまでは皆さん採らないことを徹底して頂いたただという事実もあり、各々定置に入らないと共済のからみもあるということで、満足していないという状況はきちんと伝えていきます。今年はしりから思い切り採っていけば、当然足りなくなるという状況も想定されるので、浜で努力した上での数字だということは理解してくれということを強く言っています。

会 長 よろしいですか。

委 員 「はい」の声

会 長 それでは、議案第1号、第2号については原案のとおり決定し、知事に答申したいと思いますが、よろしゅうございますか。

委 員 (「はい」の声)

会 長 それでは、そのように決定いたします。
続きまして、議案第3号「知事許可漁業の制限措置の公示及び許可等の基準について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局長 それではご説明いたします。右上に議案第3号と記載された資料をご覧ください。1月15日付けで、「小型さけ・ます流し網漁業」の制限措置の内容について2月24日付けで、「かにかご漁業(はなさきがに)」、「いか釣り漁業<道外者>」、「さんま棒受け網漁業<道外者>」、「いるか突棒漁業」、3月12日付けで、「小型機船底びき網漁業(打瀬漁業)(えび)」、「潜水器漁業(なまこ)」に関して、制限措置及び許可等の基準の内容について、知事から諮問がございました。内容につきましては、振興局水産課から説明をお願いいたします。

小澤技師 (資料等により説明)

吉崎係長 (資料等により説明)

会 長 ただいま、議案第3号について説明がございましたが、これにつきまして皆さんの方から何か、質問等はございませんでしょうか。

高橋副会長 はい。

会 長 はい、高橋委員。

高橋副会長 操業海域については、陸からですか。

吉崎係長 操業区域につきましては、今と変わってなくて、調整規則ライン関係と若干ずれていますけども、かかれている内容としては、納沙布岬灯台と貝殻島灯台の中心の線から、資料にある操業区域のアからオまでの点を結んだ線ということで、中身としては変更等は生じていません。

高橋副会長 変更になっていないのはわかっているんだけど、要するに、その位置は0海里からですか。

吉崎係長 はい、そのとおりです。

石川課長 許可海域的には陸からになりますけど、既存の他の漁業や、定置漁業とのトラブルになるようなら、色々考えないといけないと思っています。ただ、いままでそういう事例がない中で、陸からラインまでという許可海域ですけど、「定置の入り口に流させる」とか言う人が出てきたら、それは全然違う話になってくるので、もっと具体的な規制も考えないといけないとは思っています。

田中委員 ということは、共同漁業権の中でもできるということ。

石川課長 基本的には、許可海域としては入っています。そういう事実を知った上で皆さん操業してきてると思っているので、まさか内側に入ってトラブルを起こすということにはならないというふうに僕たちは思っていますし、そのために労力を使って新たな制限をしなければいけないというのも不要かなと考えています。よろしいですか。

高橋副会長 はい。

会 長 他に何かありますか。

委 員 (「ありません」の声)

会 長 それでは、議案第3号については、原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第4号「定置漁業権相続人の適格性について(答申)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 長 ご説明いたします。右上に、議案第4号と記載された資料をご覧ください。漁業法第80条第1項、第2項に基づき、2月26日付けで歯舞漁協関係2件、知事から定置漁業権の取得に係る相続人の適格性について、諮問がございました。
1ページをご覧ください。根さけ定第27号定置漁業免許で、小倉 啓一 外93名のうち、高嶋 芳枝さんの死亡に伴い、長女、高嶋 栄子さんに、承継するものでございます。
続きまして、めくって3ページをご覧ください。根さけ定第27号定置漁業免許で、小倉 啓一 外 93名のうち、赤崎 光孝さんの死亡に伴い、長女、赤崎 希さんに、承継するものでございます。
相続人の適格性についてですが、漁業法の改正により、該当条項、条文が変わっております。5ページに、新しい漁業法の抜粋を、参考として、6ページに、旧漁業法の抜粋を添付してございます。5ページをご覧ください。その相続人の適格性について、漁業法第72条第1項第1号に掲げる、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、次の第2号に掲げる、暴力団員等であること、第3号に掲げる、法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること、第4号に掲げる、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることについて、そうであるか否かを審議願います。
なお、当委員会で 適格性があると認められますと、漁業権免許への移転登記が、行われることを申し添えます。説明は、以上でございます。

会 長 それでは、根さけ定第27号定置漁業権免許、高嶋 芳枝さんの死亡に伴う承継についてでございます。関係委員さん説明をお願いいたします。

三戸委員 はい。会長よろしいですか。うちの組合関係が2件ありますので、続けて私から発言させていただいてもよろしいでしょうか。

会 長 はい。どうぞ。

三戸委員 はい。それでは、ただいま大石事務局長より詳細に説明頂いたとおりでございます。1件目は高嶋 芳枝さんの死亡に伴います、長女の高嶋 栄子さんの相続に係る承継、2件目は赤崎 光孝さんの死亡に伴います、長女の赤崎 希さんの相続に係る承継でありまして、双方とも歯舞地区の漁民として、既に当歯舞組合の理事会で承認され、組合員として継承されております。

 また、当該定置漁業権相続につきましても、今説明がありました改正漁業法第72条第1項に該当いたしませんので、適格性に問題ないと考えております。よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

会 長 ただいま、三戸委員から説明がございました、高嶋 芳枝さんの死亡に伴う承継及び、赤崎 光孝さんの死亡に伴う承継について、適格性ありとしてよろしゅうございますか。

委 員 (「はい」の声)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第4号については、2件とも適格性ありとして知事に答申いたします。

 続きまして、議案第5号「根室振興局管内太平洋沖合海域における「まいわしたもすくい網漁業」に係る委員会指示の発動について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局長 (資料等について説明)

会 長 ただいま、議案第5号について、説明がございましたが、これにつきまして皆さんから何か、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 (「ありません」の声)

会 長 それでは、北海道水産林務部長からの要請がありました委員会指示については、発動することに決定いたします。

 続きまして、議案第6号「意見の聴取に関する手続き規定」及び「公聴会手続規程」の一部改正について上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局長 (資料等により説明)

会 長 ただいま。議案第6号について説明がございましたが、皆さんの方から何か、ご質問等はございませんでしょうか。

委 員 (「ありません」の声)

会 長 それでは、議案第6号について、委員の皆さまのご承認をいただきましたので、原案のとおり決定したいと思います。

 続きます、協議事項「根室海区漁業調整委員会指示による河口付近におけるさけ・ます採捕の禁止に係る意見の聴取について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局長 (資料等により説明)

会 長 ただいま、協議事項について、説明がございましたが、皆さんの方から何かご質問等はございませんでしょうか。

委 員 (「ありません」の声)

会 長 はい、よろしゅうございますね。

 それでは、意見の聴取に係る日程等につきましては、私に一任させて頂くということによろしいでしょうか。

委 員 (「はい」の声)

会 長 ありがとうございます。それでは、私に一任させて頂くということで、決定いたします。

 続きます、報告事項の「秋さけ漁獲実績」について事務局より説明をお願いします。

事務局長 (資料等により説明)

会 長 ただいま、報告事項について、事務局から説明がございましたが、これにつきまして、皆さんの方から何か質問等ございますか。

高橋副会長 はい。

会 長 高橋委員どうぞ。

高橋副会長 せっかく外部から来てくださっているから、伺いたいものだけでも、去年は史上最大の不漁だったと思っているだけ、今後どうしてもこのような状態が続くようであれば、定置漁業そのものが非常に危機的な状況に陥っているのだけれど、今年はどうなんでしょうか。はっきりしたことは言えないのかもしれませんが、参考程度にどのような状況になっているのでしょうか。

会 長 藤原センター長、ご回答よろしく申し上げます。

藤原
センター長 高橋組合長から非常に難しい質問がございましたけど、去年ですね、平成からいったら3番目に少ない水揚げだったということだったんですけど、去年にかかわらず近年、3年魚と4年魚の関係が崩れてきていまして、そのはずれ値をここ数年組み込んだ上での予測だったんですけど、どうしてもそれを下回る、ほぼ半分程度ですね、そういう状況になっていて、これについては、我々も正直ショックでした。

 それで、今の現状をみたときに、昨年、結構痩せた個体が多かったですよね。その部分を鱗の方で解析してみると、やっぱり2年目から3年目とか、最終年の成長が鈍っているということがわかってきていて、平成30年も同じような小型化で、同じような状況でした。ベーリング海とかアラスカ湾とかそちらの方での状況というもの、正直なところあまり良い状況ではないと考えていまして、それと、あとは、よく日本

海の方がかなり良かったと、それに比べて太平洋は岩手県も含めて悪いこの状況は、何が違うのかという話をされますけど、例えば日本海にしても、回帰率をみると1.5%くらいなんです。北部、中部の良いとされている所でも。現状、根室の南部が1.5%で、回帰率でみたときには、安定していますから、そんなに良いわけではないです。ただ、日本海と太平洋とをみたときに、暖流と寒流が関わっていることが大きな違いで、環境的なものが大きく関与していると今のところ考えています。ただ、そうは言っても、現状何が効いて魚が来ているかというのがはっきりしないんですけど、やれることはやっていかないといけないと思うんです。水研の方でも油の添加というのをやってると思うんですけど、あれも1つだと思っただけです。さきほど言ったように、最近3年、4年魚の関係性が崩れてきてしまっているということを考えると、日本海と根室だけなんです。去年3年魚があがっているのが。昔だったら、4年魚来ますよって言っていると思うんですけど、現状を考えると、どう転ぶかわからないです。

高橋委員

僕は採る方で素人なんですけども、海況というか海の環境を考えると、サンマなんかもずいぶん沿岸に来てないです。沖合を採るような状況になってきています。これらも海の環境変化というのをどういうふうにお考えなのかというのを日頃から感じているんですけど、いずれにしてもサケは他から来ないですから。陸に戻ってくるという観点から予測しているのか、あるいはそういう全体的な海の変化というのも何らかの形で加味して予測しているのか、サケを採る漁民は感じていると思うんです。

藤原
センター長

おっしゃるとおり、いままであれば沿岸での減耗を抑えれば、返ってくるという、そこだけ見てれば正直(サケが)戻ってきたと思うんですけど、そこだけではなくて、平成25、26年に海に下っている魚というのはやはりロシア海域にでも数が案外減っていたというのはロシアの方の情報に出ているんです。ですから、下ったときの減耗は多いと言われていますが、その先でも減っている、さらに最近、ロシアが言うにはベーリングとかアラスカ湾とか、そういうところでも、ものすごく影響を受けているというような状況です。昨年、ロシアの方も漁獲時期が後ろにかなりずれてるみたいで、それで根室の方のも若干ピークずれてくるかなと思ってはいたんですけど、結果的には来なかったですね。ロシアの方も(水揚げが)下がっていて向こうもやっぱり危機感を持っていて、サハリンの方のweb会議に、日本と、カナダ、アメリカとかも参加したんですけど、ロシアは状況を厳しくみていて、オホーツク海で力をいれて調査を行っているようで、おそらく研究機関どうしで情報は入ってくると思うので、どこで減耗しているのか、そのへんはきちんと抑えていく、それと合わせて、その中で変わるということはあると思うので、いいところを参考にして1でも、2でも、3でも底上げをするという気持ちでやっていかないとダメだなと思っています。

高橋副会長

とにかく全体的に根室管内で(サケが)減っていて、あえて言わせていただければ、皆さん方の予想どおりに来てないわけですから、新たな解明方法です。予測方法を変えたりして、浜の皆さん方が安心できるような予報を出していただければ、予報は値段にも影響しますから、いずれにしても正確な、浜の人が安心して信頼できる予報を心がけていただきたいと思います。

福原委員

3年魚と4年魚の相関関係が崩れたということで、シブリング法に修正を加えたんです。それで、(予報が)はずれてるという。返ってそういうことをやらないで、シブリング法でやってどくらいはずれるとか、そういう方法の方が良いのではありません。そして、油の添加も既に、同じことをやっているよね。でも効果がでていません。効果がなくて返ってきてないんじゃないですか。

シベリング法はやめるならやめるでいいですよ。はずれるからといって修正を加

えると、過去と比較ができないのでは。

藤原
センター長

やり方は変えてないんですよ。シブリング法で出して、補強してるのはバラツキですよね。はずれ値で、何%はずれてるというのを3カ年の平均をとって修正しているんですよ。もともとの数字というのは当然僕らでもきちんとおさえていますので。

高橋委員

いずれにしても信頼できるものを出してくれば良いんですよ。そして、そのとおりになれば良いんだけど、なかなかそうはいかないんですよ。難しいのはわかるんですけども。効果のある形をつくっていただきたい。

会 長

はい。高橋委員さんよろしいですか。

高橋委員

よろしいです。

会 長

以上で、「秋さけ漁獲実績」については、終了させていただきます。
本日の案件は全て終了しました。皆さまの方から何かございませんでしょうか。

委 員

(「ありません」の声)

会 長

ないようですので、以上をもちまして、第21期第30回最終の委員会を閉じたいと思います。今期で退任されます、田中委員、そして本日欠席ではございますが曳田委員、漁業権の切り替えに係る審議など、お疲れ様でございました。

また会長という大役を大過なく勤め上げることができましたのは、委員の皆さまや、振興局の皆さまのご協力によるものでございます。お礼を申しあげまして、委員会を終了したいと思います。誠にありがとうございました。

(12:06 終了)